



高労発基 0602 第 4 号
令和 4 年 6 月 2 日

関 係 各 位

高 知 労 働 局 長
(公 印 省 略)

令和 4 年度全国安全週間への協力について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も別添の「令和 4 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、7 月 1 日から 7 月 7 日までを安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として、

「安全は 急がず焦らず怠らず」

をスローガンとし、全国安全週間を行います。

令和 3 年における高知県の労働災害発生状況は、休業 4 日以上之死傷者数が 964 人となり、死亡災害により 7 人の方の尊い生命が失われています。また、令和 4 年（令和 4 年 4 月末日時点）においては、休業 4 日以上之死傷者数が 338 人（前年同期比 107 人増）となり、死亡災害が 3 人（前年同期と同数）となっています。

労働災害を減少させるためには、事業者の自主的な取組が促進されることが重要です。全国安全週間を契機に事業者において一層の安全衛生意識の向上が図られますよう、傘下会員事業者に対する周知・啓発について特段の御配慮をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染が業務に起因する場合は、労災保険給付の対象になりますので、必要に応じ、労働基準監督署にお問い合わせください。

なお、各事業場における実施事項の実施に際して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底につきましても、併せて周知・啓発いただきますようお願いいたします。

令和4年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人員的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

安全は 急がず焦らず怠らず

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等

を開催する。

- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (オ) 幅員工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並

びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

エ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

② 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備

イ 計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底

エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握

オ 熱中症予防に関する教育の実施

カ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請

キ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

安全は 急がず焦らず怠らず

職場での安全管理は、
確認・声かけが大事！



腰痛注意



転倒注意

SAFE

第95回

全国安全週間

令和4年 7/1(金) → 7(木)

準備期間: 令和4年 6/1(水) → 30(木)



主唱者: 厚生労働省、中央労働災害防止協会 協賛者: 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

全国安全週間について

今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきました。しかし、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け労使一丸となった取組が求められています。

このような状況下で労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的余裕のある業務体制を構築することが重要です。そのため、今年度は、「安全は急がず焦らず怠らず」のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

厚生労働省では、全国安全週間と合わせて、6月1日(水)から30日(木)までを準備期間として、安全広報資料等の作成・配布、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会 協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

労働災害例

腰痛
注意



転倒
注意



職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>



中央労働災害防止協会 <https://www.jisha.or.jp/>



職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



あんぜんプロジェクト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>



職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 全国安全週間

検索

職場のあんぜんサイト

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

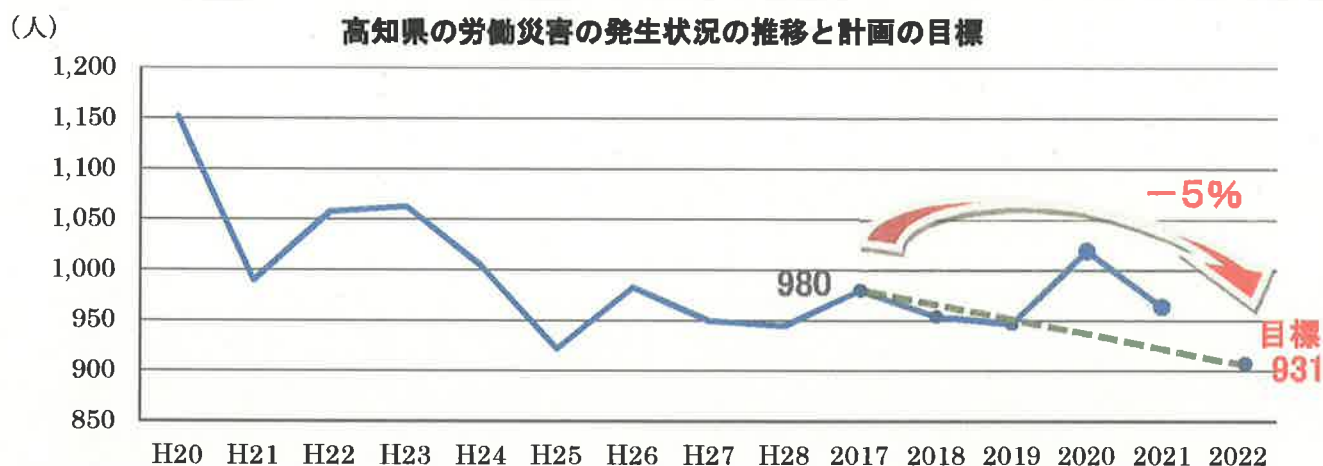
高知労働局 第13次労働災害防止計画

(2018年度～2022年度)

労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて

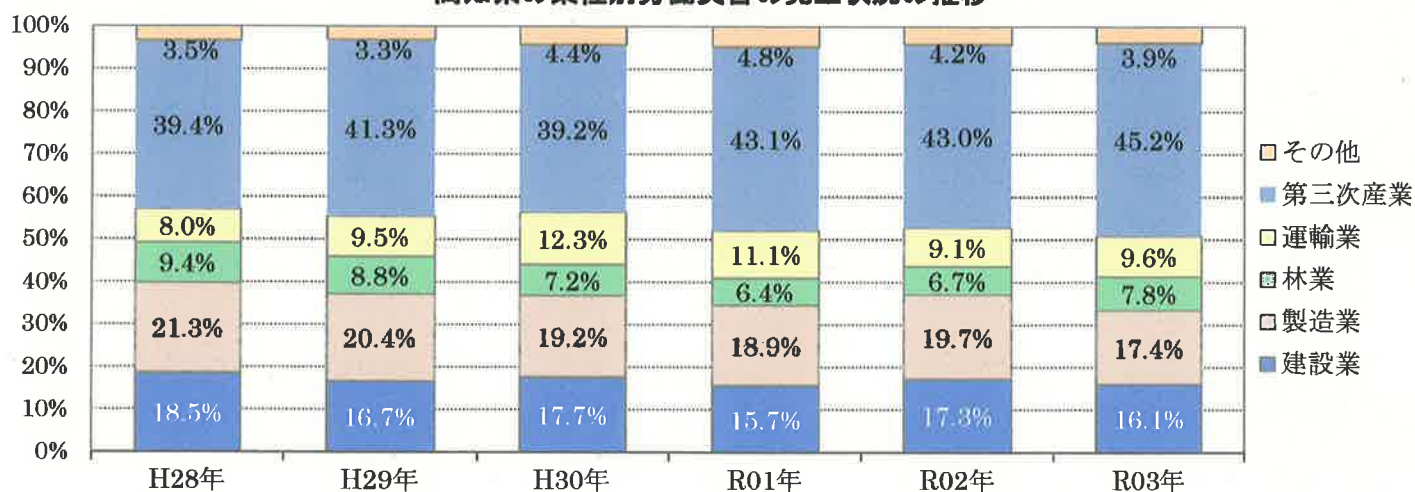
計画の主な目標

- 死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる
- 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる
- ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を、2022年までに80%以上とする



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
死亡者数	14	12	11	5	9	8	9	13	9	7
死傷者数	1,024	922	983	950	945	980	954	947	1,019	964

高知県の業種別労働災害の発生状況の推移



(出典：労働者死傷病報告)

令和3年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害) [確定]



高知労働局

業種	高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内		
	3年	2年	増減	3年	2年	増減	3年	2年	増減	3年	2年	増減	3年	2年	増減
全産業合計	(7) 964	(9) 1019	-55	(3) 560	(4) 621	-61	(2) 147	(3) 181	-34	(1) 120	(1) 120	0	(2) 119	(1) 97	22
製造業	51	48	3	16	27	-11	12	9	3	8	8	0	7	4	3
	1	3	-2	0	0	0	1	3	-2	0	0	0	0	0	0
	21	20	1	6	8	-2	14	11	3	0	1	-1	1	0	1
	9	16	-7	7	7	0	2	9	-7	0	0	0	0	0	0
	16	16	0	11	9	2	2	4	-2	1	3	-2	2	0	2
	18	15	3	12	10	2	4	3	1	1	0	1	1	2	-1
	(1) 12	22	-10	(1) 7	19	-12	1	2	-1	1	0	1	3	1	2
	1	3	-2	1	3	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	16	-7	7	13	-6	0	0	0	1	2	-1	1	1	0
	8	15	-7	6	12	-6	0	0	0	1	2	-1	1	1	0
建設業	(1) 23	18	5	(1) 12	16	-4	1	1	0	8	1	7	2	0	2
	(2) 161	177	-16	(2) 79	112	-33	37	42	-5	28	15	13	17	8	9
	1	3	-2	1	0	1	0	2	-2	0	1	-1	0	0	0
	(2) 68	81	-13	22	22	0	(1) 22	26	-4	12	18	-6	(1) 12	15	-3
運輸業	66	70	-4	36	39	-3	8	16	-8	14	6	8	8	9	-1
	13	14	-1	5	9	-4	4	4	0	3	1	2	1	0	1
	15	23	-8	9	10	-1	2	7	-5	1	2	-1	3	4	-1
	38	33	5	22	20	2	2	5	-3	10	3	7	4	5	-1
	16	13	3	11	4	7	3	2	1	1	7	-6	1	0	1
	(2) 150	164	-14	69	65	4	(1) 33	44	-11	27	31	-4	(1) 21	24	-3
	74	(2) 96	-22	59	(1) 77	-18	5	9	-4	3	4	-1	7	(1) 6	1
	70	(2) 84	-14	55	(1) 68	-13	5	8	-3	3	4	-1	7	(1) 4	3
	3	1	2	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	1	-1	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0
林業	77	(2) 98	-21	62	(1) 78	-16	5	10	-5	3	4	-1	7	(1) 6	1
	(1) 50	(2) 59	-9	(1) 13	(1) 16	-3	15	(1) 20	-5	15	17	-2	7	6	1
	20	(1) 20	0	6	12	-6	7	1	6	5	(1) 6	-1	2	1	1
	(1) 70	(3) 79	-9	(1) 19	(1) 28	-9	22	(1) 21	1	20	(1) 23	-3	9	7	2
水産業	(1) 16	(1) 14	2	0	0	0	0	(1) 1	-1	11	6	5	(1) 5	7	-2
	127	(1) 144	-17	91	(1) 95	-4	7	20	-13	14	13	1	15	16	-1
	7	(1) 7	0	6	4	2	0	(1) 2	-2	1	0	1	0	1	-1
	153	(1) 156	-3	96	(1) 110	-14	24	20	4	12	14	-2	21	12	9
第三次産業	60	51	9	39	39	0	5	5	0	5	3	2	11	4	7
	45	46	-1	33	34	-1	3	4	-1	7	5	2	2	3	-1
	22	21	1	20	20	0	0	0	0	2	0	2	0	1	-1
	75	57	18	57	44	13	1	6	-5	9	3	6	8	4	4
	467	(3) 461	6	322	(2) 326	-4	40	(1) 57	-17	48	38	10	57	40	17
	(1) 22	23	-1	8	12	-4	(1) 10	4	6	1	2	-1	3	5	-2

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で運輸による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、郵便業、情報処理サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上

令和4年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上)の死傷災害) [令和4年4月末現在 速報]



高知労働局

業種	高知局(合計)		高知監督署管内		須崎監督署管内		四万十監督署管内		安芸監督署管内				
	4年	3年	増減	4年	3年	増減	4年	3年	増減	4年	3年	増減	
全産業合計	(3) 338	(3) 231	107	(2) 193	(1) 127	66	80	(1) 41	39	(1) 36	29	(1) 30	
製造業	食料品製造業	6	11	-5	3	4	-1	1	0	2	6	-4	1
	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	5	4	1	3	1	2	2	3	0	0	0	0
	パルプ、紙、紙製品製造業	3	2	1	2	1	1	1	1	0	0	0	0
	窯業土石製造業	2	4	-2	1	4	-3	1	0	0	0	0	0
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	(1) 4	2	2	(1) 3	2	1	1	0	1	0	0	0
	一般機械器具製造業	7	(1) 3	4	6	(1) 2	4	0	1	-1	0	0	1
	電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	0	4	-4	0	4	-4	0	0	0	0	0	0
	造船業	0	3	-3	0	3	-3	0	0	0	0	0	0
建設業	上記以外の製造業	9	1	8	4	1	3	4	0	1	0	0	0
	小計	(1) 36	(1) 31	5	(1) 22	(1) 19	3	10	5	3	6	-3	1
	土木工事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建築工事業	(1) 23	(1) 26	-3	9	8	1	4	10	-6	(1) 4	4	2
	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	22	14	8	11	8	3	5	2	3	0	1	-1
	木造家屋建築工事業	2	4	-2	1	0	1	1	2	-1	0	1	0
	上記以外の建築工事業	8	4	4	3	3	0	2	0	2	0	0	0
	その他の建設業	12	6	6	7	5	2	2	0	2	0	0	0
	小計	8	4	4	5	2	3	1	1	0	1	-1	2
	運輸業	(1) 53	(1) 44	9	25	18	7	10	13	-3	(1) 4	6	-2
林業	運輸交通業	33	20	13	19	15	4	4	0	4	9	2	7
	道路貨物運送業	22	20	2	16	15	1	4	0	4	1	2	-1
	陸上貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾運送業	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	小計	34	20	14	19	15	4	5	0	5	9	2	7
	木材伐出業	16	18	-2	7	2	5	5	7	-2	1	6	-5
	その他の林業	5	9	-4	0	6	-6	3	1	2	2	1	0
	小計	21	27	-6	7	8	-1	8	8	0	3	7	-4
	水産業	5	2	3	0	0	0	0	0	0	4	1	3
	第三次産業	商業	(1) 22	25	-3	(1) 10	17	-7	3	1	2	6	5
金融広告業		3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	3
保健衛生業		122	25	97	75	13	62	38	7	31	3	1	2
接客娯楽業		18	15	3	15	11	4	3	1	2	0	0	0
清掃業・と畜業		4	14	-10	4	7	-3	0	2	-2	0	4	-4
ビルメンテナンス業		2	5	-3	2	3	-1	0	0	0	0	2	-2
上記以外の事業		17	21	-4	16	15	1	1	1	0	0	1	-1
小計		(1) 186	100	86	(1) 120	63	57	45	12	33	12	11	1
その他		3	(1) 7	-4	0	4	-4	2	(1) 3	-1	1	0	1

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、郵便業、派遺業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上

エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

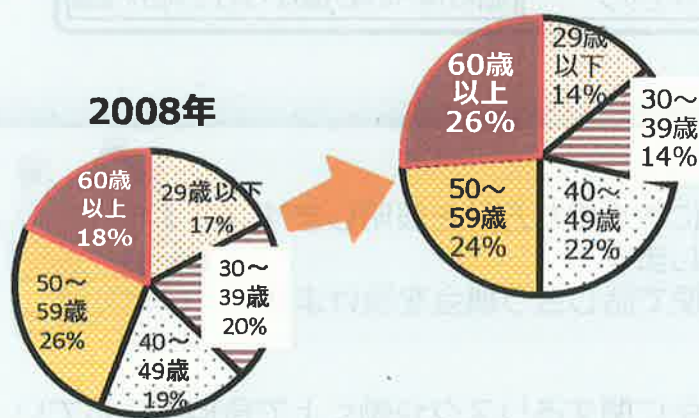


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

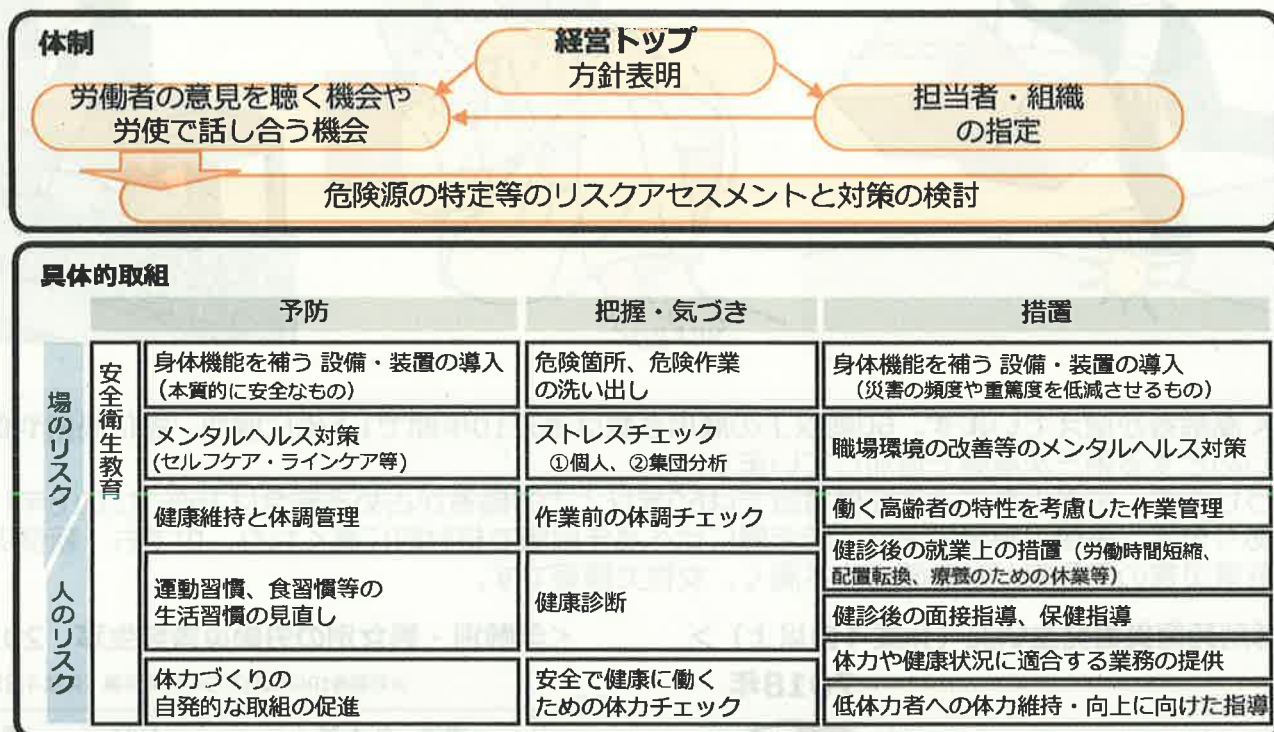
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



✿考慮事項✿

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

✿考慮事項✿

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します



※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

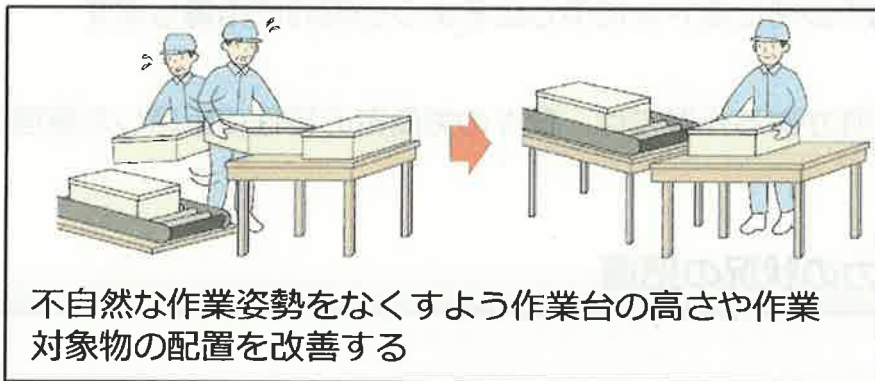
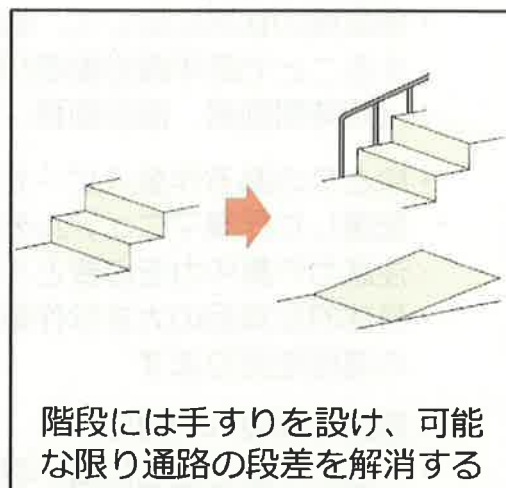
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

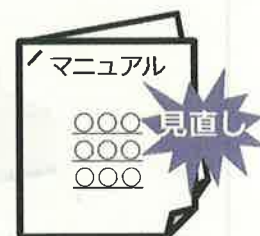
(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓

<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

↓取組の例↓

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

※対策の例※

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

※考慮事項※

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
	~1.38	~1.46			



② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	29	44	48~
	~28	~43	~47		



③ フォンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~
	~29	~35	~39		



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~55	~90		



⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1
	~30	~84	~120		



身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

II 質問票（身体的特性）

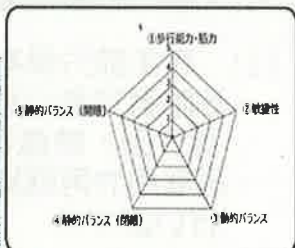
質問内容	あなたの回答NO位	合計	評価	評語
1. 人ごみの中、正面向きする人にぶつからず、よけて歩けますか	☐			1. 歩行能力 筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	☐			
3. 突発的な事象に対する体の反応は早いですか	☐			2. 敏捷性
4. 歩行中、小さな段差に足を引っかいたとき、すぐに足の指が止まりますか	☐			3. 静的バランス
5. 片足で立ち止まると膝が曲がる感じがしますか	☐			4. 動的バランス
6. 一歩前に進みたときに、腰や背中を引くように、すくなくとも足が止まりますか	☐			
7. 膝を曲げて片足で立ち止まると、足が曲がる感じがしますか	☐			
8. 電線に乗って、つま先で立つのが怖い感じがしますか	☐			
9. 膝を曲げて片足で立ち止まると、足が曲がる感じがしますか	☐			

合計点数	評価表
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

それぞれの評価結果をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

III レーダーチャート

評価結果を転記し続けてください
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)



質問内容	回答例
1. 人ごみの中、正面向きする人にぶつからず、よけて歩けますか	① 自信がある ② 自信がない ③ 人ごみの中、よけて歩けません ④ 少し自信がある
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	① 自信がある ② 自信がない ③ 人ごみの中、よけて歩けません ④ 少し自信がある
3. 突発的な事象に対する体の反応は早いですか	① 早いです ② 早いです ③ 早いです ④ 早いです
4. 歩行中、小さな段差に足を引っかいたとき、すぐに足の指が止まりますか	① 止まります ② 止まります ③ 止まります ④ 止まります
5. 片足で立ち止まると膝が曲がる感じがしますか	① 曲がる感じがします ② 曲がる感じがします ③ 曲がる感じがします ④ 曲がる感じがします
6. 一歩前に進みたときに、腰や背中を引くように、すくなくとも足が止まりますか	① 止まります ② 止まります ③ 止まります ④ 止まります
7. 膝を曲げて片足で立ち止まると、足が曲がる感じがしますか	① 曲がる感じがします ② 曲がる感じがします ③ 曲がる感じがします ④ 曲がる感じがします
8. 電線に乗って、つま先で立つのが怖い感じがしますか	① 怖い感じがします ② 怖い感じがします ③ 怖い感じがします ④ 怖い感じがします
9. 膝を曲げて片足で立ち止まると、足が曲がる感じがしますか	① 曲がる感じがします ② 曲がる感じがします ③ 曲がる感じがします ④ 曲がる感じがします

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



5 安全衛生教育

(1) 高齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます



STOP! 転倒災害

プロジェクト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

STOP!転倒災害

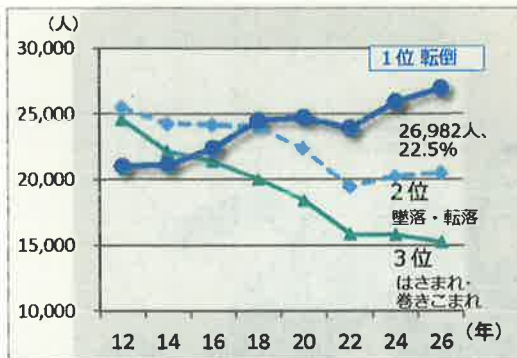
厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリスト（最終ページ）を活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

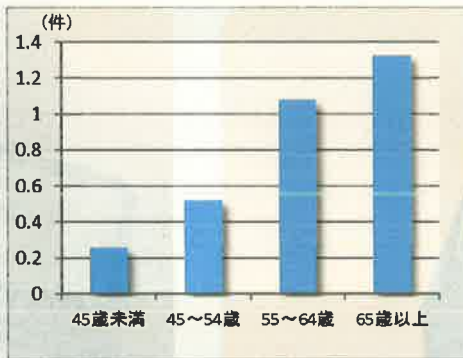
転倒災害は今、最も多い労働災害で、しかもその割合は年々増えています。また、長期の休業につながることも多く、深刻な問題になっています。

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では1,000人に1人以上が被災しています。

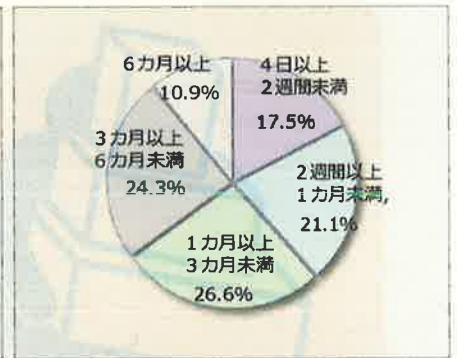
転倒災害による休業期間は、約6割が1カ月以上となっています。



平成26年 厚生労働省 労働者死傷病報告
「事故の型別死傷者数の推移」



平成26年 労働者死傷病報告と総務省労働力調査
「年齢別転倒災害の発生率」
(労働者千人当たりの転倒災害発生件数)



平成26年 労働者死傷病報告
「転倒災害による休業期間の割合」

転倒災害の種類と主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
		
<主な原因> ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	<主な原因> ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	<主な原因> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消 	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない 	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

<転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。
屈曲性	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。
重量	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。
重量バランス（前後）	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。
つま先部の高さ	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。
靴底と床の耐滑性のバランス	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。



冬季は転倒災害が多発

▶ 積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

◇ 天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

◇ 駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を！

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ（照度）を確保しましょう。



<ヒートマットの設置例>

◇ 職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP！ 転倒災害プロジェクト」

STOP！ 転倒

検索

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		☒
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。
どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合ひましょう！



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

令和4年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



労働災害防止キャラクター **ずーい カン吉**

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

- | | | | |
|--------------------------|------------------|---|--|
| ☐ | WBGT値の把握の準備 | JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 | |
| ☐ | 作業計画の策定など | WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 | |
| ☐ | 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。
また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 | |
| ☐ | 服装などの検討 | 通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 | |
| ☐ | 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 | |
| ☐ | 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 | |
| ☐ | 発症時・緊急時の措置の確認と周知 | 体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 | |

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

□ WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
□ 通気性の良い服装等		
□ 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
□ 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
□ 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
□ プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
□ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
□ 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
□ 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

□ WBGT値の 低減対策 は実施されているか
□ WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
□ 各作業者の 体調 や 暑熱順化 の 状況 に問題はないか
□ 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
□ 作業の 中止 や 中断 をさせなくてよい



□ 異常時の措置

- ～少しでも異常を感じたら～
- ・ いったん作業を離れ、休憩する
 - ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
 - ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて
いれば☑

取組の5つのポイント

☐

テレワーク・時差出勤等を推進しています。

☐

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。

☐

職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。

☐

休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。

☐

手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]

- ①感染リスクのある社員の自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ③消毒
- ④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

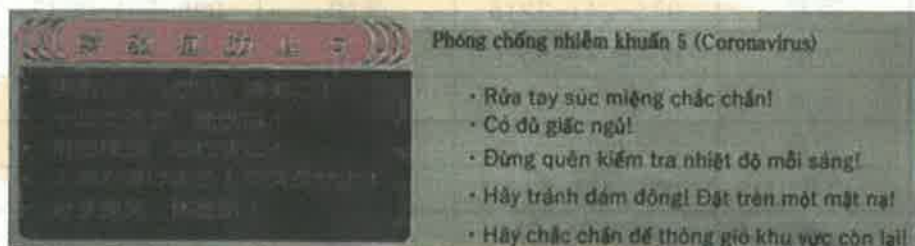
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することや、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス検体検疫アプリ（COCOA）を利用し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を把握し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本 ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・入退の動線は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・出入口・降上り口・エレベーター・トイレ・会議室などマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら

＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞

0120-60-3999



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、
距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、
マスクを着用する必要はありません。
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ
会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話を
する

マスク必要なし



マスク着用推奨



会話を
ほとんど
行わない

マスク必要なし



マスク必要なし



公園での散歩やランニング、サイクリングなど

徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話を
する

マスク着用推奨



マスク着用推奨



会話を
ほとんど
行わない

マスク必要なし



マスク着用推奨



通勤ラッシュ時や人混みの中
では**マスクを着用しましょう**

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。



職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

■ 給付日：休業4日目から

■ 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）

* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(2021.12)

